

# 意匠制度の活用促進に向けた最近の取組について

特許庁審査第一部意匠課企画調査班 玉虫 伸聡、黒川 萌

## 要 約

令和元年意匠法改正により、画像、建築物、内装の意匠も意匠権での保護が可能となり、意匠制度を活用しうるユーザーの裾野が従前より広がりました。それに伴い、既存ユーザーのみならず、新規ユーザーに対する意匠制度の普及により一層力を入れて取り組む必要があります。本稿では、特許庁意匠課が意匠制度の活用促進に向けて行った最近の取組、特に、最新の初心者向けガイドブック「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」を中心にご紹介します。

## 目次

1. はじめに
2. 初心者向けガイドブック「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」
  2. 1 発行の背景
  2. 2 ガイドブックの特徴
    - (1) 制度概要や活用法、出願の基本を1冊で紹介
    - (2) 10人の仮想人物が登場し、4コマ漫画で様々な意匠制度活用例を紹介
    - (3) 関連情報へのアクセスが容易
  2. 3 意匠権の6つのメリット
    - (1) メリット1：模倣品を発見しやすい
    - (2) メリット2：他者へのけん制や模倣品排除に効果的
    - (3) メリット3：特許性の有無にかかわらず権利化できる
    - (4) メリット4：ブランド形成に役立てることができる
    - (5) メリット5：手続きが簡便なため、出願しやすい
    - (6) メリット6：時間と費用を抑えて権利化できる
  2. 4 ガイドブックの入手方法
3. 意匠制度の活用促進に向けたその他の取組
  3. 1 意匠登録事例集の公表
    - (1) 改正意匠法に基づく新たな保護対象（画像・建築物・内装）の意匠登録事例
    - (2) 物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例
    - (3) クラウドファンディング活用企業による意匠登録事例集
  3. 2 意匠審査に関するユーザーとのコミュニケーションの円滑化等
    - (1) 面接や電話等による連絡の手段拡充
    - (2) 意匠審査スケジュールのリニューアル
    - (3) 審査状況伺書の提出手段の拡充
4. おわりに

## 1. はじめに

ビジネスのグローバル化の進展と製品の同質化（コモディティ化）に伴い、デザインを重要な経営資源と位置づける動きが一層高まっていることを受け、イノベーションの促進とブランド構築に資する優れた意匠を保護可能とすべく、令和元年に意匠法が抜本的に改正されました。

これにより、意匠法の保護対象が拡充され、新たに画像、建築物、内装の意匠も意匠登録をすることが可能となり、意匠制度を活用しうるユーザーの裾野が従前より広がりました（例：建築・内装に関する事業者、サービス業を行う者など）。

そのため、既存ユーザーはもちろんのこと、新規ユーザーに対する意匠制度の普及により一層力を入れて取り組む必要があります。

令和元年意匠法改正については、2020年7月に、意匠法の改正に関する情報を集約した「令和元年意匠法改正特設サイト」<sup>(1)</sup>を特許庁ウェブサイト開設しました（図1）。このサイトでは、改正法の概要、意匠審査基準、意匠分類のほか、改正意匠法に基づく新たな保護対象等についての意匠登録出願動向、画像・建築物・内装の意匠の調査方法マニュアルなどの様々な情報をまとめており、随時情報を更新し、情報発信を行っているところです。

特許庁意匠課では、これ以外にも、意匠制度の活用促進に向けた様々な取組を行っています。本稿では、特許庁意匠課がここ数年に行った意匠制度の活用促進に向けた取組事例について、特に、意匠課担当チーム



図1 令和元年意匠法改正特設サイト

内で議論を重ねて作成した最新の初心者向けガイドブック「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」を中心にご紹介します。

## 2. 初心者向けガイドブック「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」

2022年3月、意匠制度の活用方法が4コマ漫画で分かるガイドブック「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」を発行しました(図2)。

本ガイドブックは、初めて意匠制度に触れる方や、意匠制度をより効果的に活用されたい方、他の産業財産権制度ほど意匠制度になじみがない方に向け、意匠制度の基本やメリット、ビジネスに合わせた活用方法、出願手続の基本等を1冊にまとめたものです。意匠制度をオールインワンで紹介するものは初めての公表となります。

ここでは、本ガイドブックを発行した背景やその特徴等についてご紹介いたします。

### 2.1 発行の背景

前述したとおり、令和元年意匠法改正により意匠制度を活用しうるユーザーの裾野が従前より広がったことに伴い、それらユーザーへ向けても意匠制度を十分に周知していく必要があります。しかし、特許庁が従



図2 「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」表紙

前より行っていた初心者向けの意匠制度普及のための資料は、代理人や企業内の知財担当者向けのものが多く、意匠制度にほぼなじみがないような初心者へ向けたコンテンツがやや手薄でした。

そこで、法改正を機に新規に意匠制度の活用を検討することとなった事業者や、意匠制度にあまり詳しくない方でも、意匠制度の基本やメリット、ビジネスに合わせた効果的な活用法などを詳しく理解し、さらに

出願手続の基本までを学べるように、それらの情報を1冊にまとめた初心者向けのガイドブック「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」を作成することとなりました。

## 2. 2 本ガイドブックの特徴

### (1) 制度概要や活用法、出願の基本を1冊で紹介

本ガイドブックでは、意匠制度の基本や、制度を活用するメリット、様々なビジネスや創作の実情に合わせた効果的な制度活用方法、出願手続の基本までをオールインワンで紹介しています。この1冊で、制度の基本やメリットを学び、自分のビジネスや創作に合った活用方法を発見し、出願書類の基本的な準備までを行うことができるようになっています。

既に意匠制度を活用しているユーザーの具体的な意匠登録事例や活用事例を数多く紹介し、意匠制度ユーザーにさらなる活用の可能性を示唆するようなガイドブックはこれまでも存在しましたが（「事例から学ぶ意匠制度活用ガイド」<sup>(2)</sup>、「なるほど、日本の素敵な製品 デザイン戦略と知的財産権の事例集」<sup>(3)</sup>等）、制度を活用するメリット（図3）を明示的にまとめた

ガイドブックは本書が初となります（意匠権にどのようなメリットがあるのかについては、2.3でご紹介します）。

メリットをひとまとめにして紹介することで、制度の活用を検討する者に「権利を取るとどんな利点があるのか」が端的に伝わるのが期待されます。また、制度を活用したことの無い者に制度を紹介・説明する機会の多い者にとっても、活用しやすい説明資料となっています。

### (2) 10人の仮想人物が登場し、4コマ漫画で様々な意匠制度活用例を紹介

パート2「意匠権 十人十色のつかいかた」では、計10人の仮想人物（ペルソナ）が登場し、それぞれのビジネスや創作の実情に合わせた意匠制度の活用方法を紹介しています（図4）。

4コマ漫画を用いたストーリー仕立て（図5及び6）で、事例に沿った登録例も交えながら紹介しており（図7）、意匠制度になじみのない方にとっても親しみやすい内容となっています。

意匠制度は、物品や建築物、画像の形状、模様、色



図3 パート1の一部。意匠権の6つのメリットを紹介



図4 さまざまなビジネスや創作形態をもつ10人の仮想人物が登場



図5 「デザイン賞に応募するAさん」4コマ漫画

彩を保護するものですが、「デザイナーがデザインしたものではないから、権利を取得できない」、「高度なデザイン性を有していないから、意匠権で保護できない」、「最終製品の外観にあらわれない内部部品や、市場に流通しない BtoB の製品は、意匠権が取れない」といった誤解を抱いている方も少なくありません。このパート2では、そういった誤解を解き、意匠制度が

想像以上に多種多様なビジネスに寄り添う、十人十色のものである点を紹介する意図があります。

実際に、冊子を読んだ方より「イラストや写真が豊富にあり、説明文が平易に記されていることを含め初心者になじみやすい印象」、「知財に関心が薄い人や、新入社員などでも興味を引く構成」等、好評の声をいただいています。

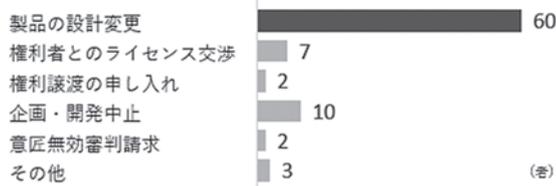




製品企画・開発上、調査時に発見した他者の意匠権への対策が必要となったことがあるか？

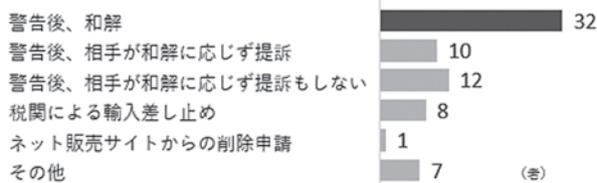


その対策内容は？

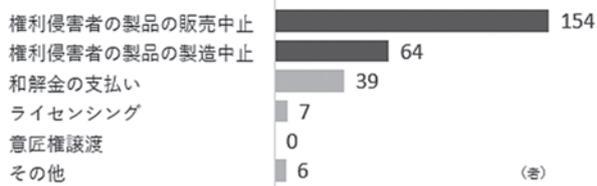


(出典) 企業の事業戦略におけるデザインを中心としたブランド形成・維持のための産業財産権制度の活用に関する調査研究  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10322385/www.ipa.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2010\\_13.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10322385/www.ipa.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2010_13.pdf) を基に特許庁作成

意匠権の権利行使方法の内訳は？



権利行使の結果は？



(出典) 平成25年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「企業等によるデザイン開発・保護等の活動実態に関する調査報告書」  
[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11515295\\_po\\_2013\\_11.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11515295_po_2013_11.pdf?contentNo=1&alternativeNo=) を基に特許庁作成 ※アンケート調査対象:意匠分類各グループの出願上位企業、デザイン事務所のうち91名から回答。※過去5年間程度での権利行使の状況を調査した結果。

図10 過去の調査研究におけるアンケート結果

(2) メリット2：他者へのけん制や模倣品排除に効果的

- 意匠が登録されると、その権利内容が「意匠公報」に掲載・公示されます。競合他社は販売予定の製品と同じ分野の意匠公報を調査していることが多いため権利取得により、他者の模倣品・類似品の市場投入を未然に防ぐ効果が期待できます。
- 権利行使の実態には、意匠権に基づく警告後、和解するケースが多くみられます。(図10)

(3) メリット3：特許性の有無にかかわらず権利化できる

- 意匠の登録要件を満たせば、特許性の有無にかかわらず、意匠権によってその形状等を保護できます。
- 意匠登録出願に際しては、使用する素材や製造方法の説明は不要であるため、出願することにより技術流出が起こる可能性は低いといえます。

(4) メリット4：ブランド形成に役立てることができる

- 自社らしさが表れたデザインを全て意匠権で保護したり、複数の製品に共通する形態を意匠権で保護することで、自社のブランド価値の形成や強化に役立てられます。
- 特許権侵害にあたらぬ、外観のみを真似た粗悪な模倣品に対しては、見た目が似ていれば権利が及ぶ意匠権での対処が有効です。
- 意匠権により、ブランドイメージの毀損や商品に対

する信用低下を回避できる可能性もあります。

(5) メリット5：手続きが簡便なため、出願しやすい

- 意匠登録出願に必要な書類は、基本的に願書と図面の2つのみで、記載すべき内容も多くありません。
- また、図面の代わりに、写真や見本、ひな形を提出して出願することもできます。

(6) メリット6：時間と費用を抑えて権利化できる

- 意匠は審査請求がなく全件審査をしており、基本的には出願料のみで審査結果を得られます。意匠権取得に最低限必要な金額は、出願料と登録料1年分の計24,500円です。
- 意匠審査は、出願から最初の審査結果通知までの期間が平均6か月で、比較的短いといえます。

2.4 ガイドブックの入手方法

「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」は、電子版(PDF)に加え、冊子版も発行しています。電子版は、特許庁ウェブサイトからダウンロード可能です<sup>(5)</sup>。

冊子版は、電子版掲載ページ下部のお問い合わせフォームより無料で請求いただけます。また、全国の知財総合支援窓口及び経済産業局知財室でも冊子版を配布しております。

### 3. 意匠制度の活用促進に向けたその他の取組

#### 3.1 意匠登録事例集の公表

##### (1) 改正意匠法に基づく新たな保護対象（画像・建築物・内装）の意匠登録事例

令和元年意匠法改正によって新たに保護対象となった画像、建築物、内装の意匠の出願・登録状況については、多くの企業等の皆様から高い関心が示されています。

そこで、改正意匠法下の新たな保護対象（画像・建築物・内装）の意匠として意匠登録出願され、その後意匠登録されたものの中から、ユーザーが出願等を検

討する際の願書等作成の参考となるような事例をまとめ、2022年1月に、特許庁ウェブサイトで公表しました（図11）<sup>(6)</sup>。

画像、建築物、内装についてそれぞれ意匠登録事例集を作成し、書誌事項と添付図面を見やすくレイアウトしています。また、事例集に収録された各登録事例は、それぞれの掲載ページ内の意匠登録番号のリンクから特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）上の意匠公報にジャンプして、公報掲載内容の詳細を確認することができます。



図11 「改正意匠法に基づく新たな保護対象（画像・建築物・内装）の意匠登録事例」一部抜粋

##### (2) 物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例

2019年4月に公表した意匠審査基準改訂以降、物品等の全体について意匠登録を受けようとする意匠と、物品等の一部について意匠登録を受けようとする意匠の間で、本意匠・関連意匠として登録されたものの中から、意匠の類否について参考となる事例をまとめ、2021年8月、「物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例」として、特許庁ウェブサイトで公表しました（図12）<sup>(7)</sup>。

本意匠及び関連意匠に、物品等の全体について意匠登録を受けようとする意匠と、物品等の一部について意匠登録を受けようとする意匠をいずれも含む事例のうち、関連意匠として2019年5月1日以降の出願を含むものを収録しており、意匠分類ごとに大別しています。また、「改正意匠法に基づく新たな保護対象（画像・建築物・内装）の意匠登録事例」と同様、それぞれの登録事例のリンクをクリックすることで意匠公報を確認することができるようにしています。

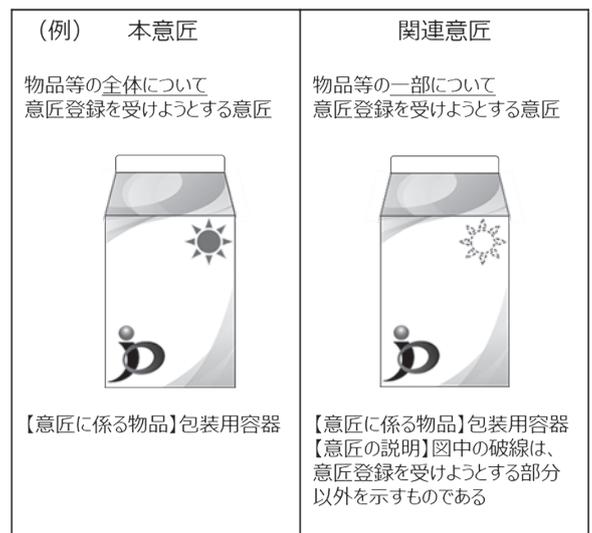
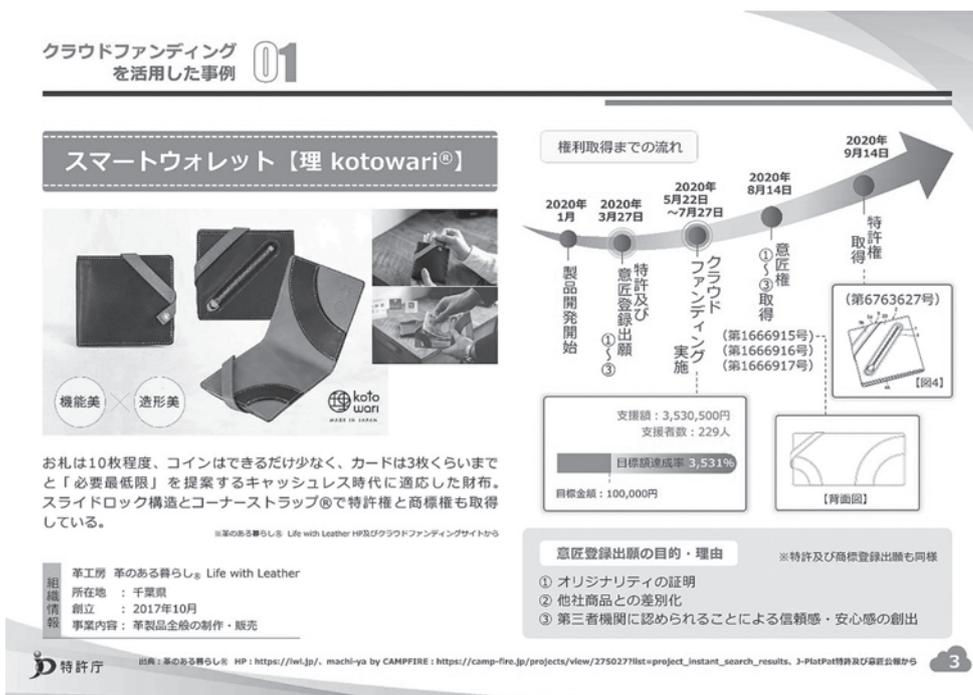


図12 物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例

##### (3) クラウドファンディング活用企業による意匠登録事例集

クラウドファンディングを活用した資金調達方法が広く知られるようになりました。新しい資金調達方法



## クラウドファンディングと意匠権

### クラウドファンディングによる事業の流れの例



- 【問題1】  
 せっかく事業化しても、他人の意匠権に抵触していると、事業を継続しない場合があります → P.12
- 【問題2】  
 意匠権を取得していないと、模倣品や類似品が出現したときに、排他することが困難になる場合があります。 → P.16
- 【問題3】  
 事業化を決定してから意匠権を取得しようとしても、出願前に公開した事実によって権利化できない場合があります。 → P.18

図13 「クラウドファンディングと意匠権～クラウドファンディング活用企業による意匠登録事例集～」一部抜粋

であっても、製品を製造・販売する以上、自社製品の保護や他人の権利の侵害回避など、意匠制度が密接に関わってきます。クラウドファンディングは、製品化決定前にその意匠を公開することが多く、新規性を登録要件とする意匠権の取得には注意が必要です。

そこで、クラウドファンディングを活用する方向けの意匠制度紹介コンテンツとして、2022年4月、「クラウドファンディングと意匠権～クラウドファンディング活用企業による意匠登録事例集～」を特許庁ウェブサイトで公表しました(図13)<sup>6)</sup>。

この資料は、クラウドファンディングを活用して資金調達をしつつ意匠権を取得した6者の事例と、クラウドファンディングを行う際に留意すべき意匠制度の基本的事項の説明から構成されています。

6者の事例においては、それぞれ意匠登録出願の時期や出願目的についても紹介しています。

クラウドファンディングを行う際に留意すべき意匠制度の基本的事項においては、他人の権利の存在を事前に確認すること、模倣品対策に意匠権を取得しておくこと、意匠の公開後に意匠登録出願しても権

**審査着手時期と審査対象となる出願の出願年月（予定）**

※注意事項  
 ・意匠分類ごとの審査着手時期を掲げて、その時期に審査対象となる出願の年月を  
 算下しお知らせしております。  
 ・出願済の出願年月に、審査着手時期が経過した出願に該当する場合は、予定した時期の審  
 査着手が間に合わない場合があります。

出願番号	審査対象となる出願の出願年月	審査着手時期：2022年												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 A2-ALL (A2)のみの出願	特許庁													
2 B0-0, B1-000-B1-116, B1-40-B1-420, B1-620-B1-64	特許庁													
3 B1-120-B1-13, B1-5-B1-61, B1-650-B1-670	特許庁													
4 B1-200-B1-200, B1-200-B1-203, B2-0-B2-1, B2-70-B2-8, B4-5	特許庁													
5 B1-68, B2-400-B2-46, B2-520-B2-521	特許庁													
6 B2-20, B2-300, B3-301, B9-ALL (B9)のみの出願	特許庁													
7 B2-500-B2-511, B2-600-B2-69	特許庁													
8 B3-000-B3-110, B3-300, B3-301, B3-302	特許庁													
9 B3-200-B3-29	特許庁													
10 B3-330-B3-340-43	特許庁													
11 B3-36, F2-400-F2-420, F3-30-F3-422	特許庁													
12 B3-430-B3-49	特許庁													
13 B3-60-B3-694	特許庁													
14 B3-70-B3-695	特許庁													
15 B4-0-B4-11, B4-13, B4-16, B4-4, B4-900, B4-920-B4-94	特許庁													
16 B4-12, B4-14, B4-15, B4-21	特許庁													
17 B4-16, B4-17, F4-01, F4-400-F4-46	特許庁													
18 B5-00-B5, B5-20-B5	特許庁													
19 B5-10	特許庁													
20 B5-11, B5-200-B5-29	特許庁													
21 B5-300-B5-310-35	特許庁													

図 14 意匠審査スケジュール（一部抜粋）

利化できない可能性があるため注意が必要であること等を説明しています。

クラウドファンディングを活用する方は、ぜひご一読ください。

### 3. 2 意匠審査に関するユーザーとのコミュニケーションの円滑化

#### (1) 面接や電話等による連絡の手段拡充

審査官と出願人側との間で行われる面接や面接に代わる電話等による連絡は、意匠登録出願の審査手続を円滑に進める上での有効な手続として行われています。昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、また、働き方改革の一環で、社会全体としてテレワークが浸透する中、面接等の手続についても、電子メールの活用等、オンラインでのコミュニケーションの充実化が課題となっていました。

こうした環境変化の中にあっても、面接が積極的に活用され、審査官と代理人等との間の意思疎通が円滑に行われるよう、面接や電話等による連絡の手段の拡充を行いました。

まず、従来は、対面の面接（出張面接を含む）のほか、テレビ会議システムによる面接が可能でしたが、さらに、Web アプリケーションを利用したオンライン面接が可能となりました（現在、オンライン面接は、Microsoft Teams（登録商標）を利用した面接に一本化<sup>(9)</sup>）。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、意匠審査官もテレワークを行うようになりましたが、テレワーク中においても出願人等と電話連絡できる手段を整備しました。拒絶理由通知書等に記載の連絡先に電話連絡をいただければ、出勤中の職員がテレワーク中の審査官等に連絡し、迅速に折り返しの電話連絡を行います。ただし、未公開出願に関するお問合せ等、内容によっては、審査官が登庁しないと確認でき

ない情報もあります。その場合は、次の登庁日に審査官等からあらためて折り返しの連絡を行います。

さらに、従来、意匠登録出願について、審査官に補正案等を送付する場合にはファクシミリを利用いただいていたましたが、電子メールによる送付も可能となりました（ファクシミリも引き続き利用可能）。なお、電子メールにより補正案等を送付する場合、必ず事前に審査官に電話連絡をいただくとともに、電子メールの本文には補正案等の内容は記載せず、PDF 形式等の添付ファイルとして、審査官が指定する電子メールアドレス宛てに送付してください（特に未公開案件については、誤送信にご注意ください）。

#### (2) 意匠審査スケジュールのリニューアル

意匠制度ユーザーが意匠登録出願する際の参考となるよう、特許庁ウェブサイトにおいて「意匠審査スケジュール」を公表しています<sup>(10)</sup>。意匠審査スケジュールは、所定の出願年月に出願された意匠登録出願の審査予定時期を意匠分類ごとに示したもので、四半期ごとに更新を行っています。この意匠審査スケジュールを参照することによって、出願人は自らの意匠登録出願の審査結果がどの時期に届くか知ることができ、効果的なタイミングでの権利化が可能となります。

2022年5月に、この意匠審査スケジュールのデザインをリニューアルし、より視覚的に審査予定時期が分かるようにしました（図 14）。

#### (3) 審査状況伺書の提出手段の拡充

意匠登録出願をした後、審査着手状況をお知りになりたい場合は、「審査状況伺書」を提出いただくと、後日、当該意匠登録出願が電子出願の場合は原則オンラインにて、書面（紙）出願の場合は郵便にて回答しております<sup>(11)</sup>。

この審査状況伺書の提出方法については、従来出願

課窓口に提出いただくか、封書または葉書で郵送する手段のみ可能でしたが、これらの手段に加え、特許庁ウェブサイトのお問い合わせフォームに添付し、電子的に送付できるようにしました。

#### 4. おわりに

本稿では、特許庁意匠課で行った意匠制度の活用促進に向けた最近の取組事例を紹介しました。

そのほかにも、企業や実務家の方から学生までいろいろな方々を対象としたセミナーでの講演や個別企業との意見交換を行う企業コンタクト等を実施しております。

今後も、多様な創作を行う意匠制度ユーザーや意匠制度ユーザーとなりえる者が、ビジネスの一助として意匠制度を活用いただけるよう、様々な取組を行っていきます。

#### (注)

(1) 令和元年意匠法改正特設サイト

[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyuu\\_kaisei\\_2019.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyuu_kaisei_2019.html)

(2) 特許庁、「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」について

[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907\\_jirei\\_katsuyou.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html)

(3) 「なるほど、日本の素敵な製品 デザイン戦略と知的財産権の事例集」の発行について

[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/design\\_chizai\\_jirei.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/design_chizai_jirei.html)

「なるほど、日本の素敵な製品 デザイン戦略と知的財産権の事例集-2」の発行について

[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/design\\_chizai\\_jirei2.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/design_chizai_jirei2.html)

(4) 財務省「令和3年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）」

[https://www.mof.go.jp/policy/customs\\_tariff/trade/safe\\_society/chiteki/cy2021/20220304b.htm](https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2021/20220304b.htm)

及び財務省「平成29年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）」

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11051314/www.mof.go.jp/customs\\_tariff/trade/safe\\_society/chiteki/cy2017/20180302b.htm](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11051314/www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2017/20180302b.htm)

をもとに作成。

(5) 「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」の発行について

[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/minnano\\_ishoken.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/minnano_ishoken.html)

(6) 特許庁 HP 「改正意匠法に基づく新たな保護対象（画像・建築物・内装）の意匠登録事例について」

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kaisei\\_hogo.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kaisei_hogo.html)

(7) 特許庁 HP 「物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例について」

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/buppin.html>

(8) 特許庁 HP 「クラウドファンディングと意匠権～クラウドファンディング活用企業による意匠登録事例集～」

<https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/document/crowdfunding-jirei-20220422.pdf>

(9) 意匠オンライン面接について

[https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/general/tv\\_ishome.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/general/tv_ishome.html)

(10) 意匠審査スケジュール

<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/status/ishoto.html>

(11) 意匠審査着手状況の問い合わせについて

<https://www.jpo.go.jp/faq/status/design.html>

(原稿受領 2022.7.29)